

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	
JSA	01 基本	制定	Z8101-4	統計用語及び記号—第4部: 標本調査法	Statistics—Vocabulary and symbols—Part 4: Survey sampling	標本調査(サンプル調査)は公的統計や民間統計の作成、市場調査や意識調査の実施のための理論的基礎である。しかし、現在、あらゆる産業界で使用されている統計に関する用語及び記号の規格として、JIS Z 8101(統計用語及び記号)規格群が整備されているが、標本調査の用語に関する国内の標準規格が存在しないことから、標本調査に利用されている用語や記号の定義が統一されていないことがある。従って、調査方法に関する説明にもゆらぎが生じて、標本調査の研究と利用の両面において発展の妨げとなりかねない。このため、専門家や実務家のコミュニケーションを円滑とする観点から、標本調査の用語に関する標準規格の制定が望まれているが、国際規格では標本調査の用語に関してISO3534-4:2014が存在することから、当該規格を基にしてJISを制定する必要がある。	標本調査における用語・概念・手法について統一な定義や説明が与えられる。このことによって、現状において分野によらず共通した用語などが用いられることになり、無用な誤解などが避けられる。さらに、国際規格と一致した国内規格が設けられることにより、標本調査に関連する事項を海外に説明しやすくなる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義	—	ISO 3534-4:2014	IDT	第2条の該当号: 5(用語、記号) 対象事項: 統計技術	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。				一般財団法人日本規格協会のWG	2024年10月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	
JSA	01 基本	改正	Z9020-2	管理図ー第2部:シューハート管理図	Control charts -- Part 2: Shewhart control charts	この規格は、統計的工程管理の手法としてシューハート管理図の使い方及び理解のための指針であり、ISO 7870-2に準拠している。ISO 7870-2は2023年に管理限界線を計算するための係数を適切な値に改める等の改正が行われ、同時並行的にJISにおいてもISOの改訂内容を先取りして2023年に改正が行われた。他方、ISO 7870-2の改正審議の際、異常判定ルールの図示例が議論となり、最終的にはルールとして規定するものではなくて例示という位置づけになった。結果的に異常判定ルール等の内容について、ISO 7870-2とJISに微妙な齟齬が生じ、これを解消すべくISO 7870-2への整合を図る観点から改正を行う必要がある。	シューハート管理図は品質マネジメント関連の適合性評価において不可欠な手法である。ISOの内容を、対応JISにおいてより正確にかつ分かりやすく表記することは、品質マネジメントの実践の一環である工程の能力のより正しい把握と評価および改善につながる。	主な改正点は、次のとおり。 ・異常判定ルールにおいて、ISO 7870-2:2023では、ISOに記載した異常判定ルールは標準化したルールではなく、ガイドラインであることが明確に規定されたため、これに全面的に整合させた内容に改める。 ・管理限界線の係数表において、対応国際規格では一部変更されたが、これまでのJISとは表記が異なるため、これまでのJISの表記のままとしていることの注記を追記する。 ・その他、ISO 9020:2023に準拠すべき箇所は改正し、誤解を招く表現を修正する。例えば、JISの利用者から指摘があった傾向パターンによる異常判定ルールの記述を明確にする。	—	ISO 7870-2:2023	MOD	第2条の該当号: 4(検査方法) 対象事項: 鋳工業品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。				一般財団法人日本規格協会のWG	2024年10月